

# 子育て支援施設【ふらっと文京】新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年10月22日

保育実践研究センター長 森下 葉子

ガイドライン監修 西野こどもクリニック院長 西野 和良

このガイドラインは、本学の施設を利用して地域貢献活動を行うための「大学施設内で行う地域連携・社会貢献活動に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン」に基づき、健康相談医監修のもと、本センター施設（ふらっと文京）として定めたものである。新型コロナウイルス感染症拡大防止と子育て支援施設としての活動の両立を図るために、施設内における感染拡大防止対策の基本的な考え方を示すものである。

本ガイドラインは、今後の対応方針の変更や、感染の動向等を踏まえ、適宜改定を行うものとする。

## I. 開所における具体的な対策

### 1. 利用者・学生・スタッフ（教職員）一同の安全確保

#### ① 検温・健康チェックの実施

来所時の検温、体調確認の実施。規定の体温(37.5度)を上回った場合や、風邪症状（咳、鼻汁、咽頭痛など）や倦怠感、味覚・嗅覚異常などの自覚症状がある場合は、利用及び入室不可とする。

また毎日の検温実施と、日常的な体調管理の状況についても来所時の体調確認チェックの基準とする。

#### ② 利用制限について

新型コロナウイルス感染症や濃厚接触による待機期間中は、体調に関わらず利用及び入室は不可とする。またその可能性がある場合にも一定期間、利用の自粛を求めることがある。

#### ③ 手洗い・手指消毒、マスク着用・咳エチケットの徹底

ワクチン接種の有無に関わらずスタッフ（教職員）他、関係者は入退出時に、手洗いや手指消毒の実施、またマスク着用を徹底する。利用者・学生においても同様に徹底を促す。

※マスク着用の徹底は、乳幼児を除く

#### ④ 「密集」「密接」「密閉」の回避

人との間隔をできるだけあけるよう利用人数の調整を図り、利用者・スタッフ(教職員) 他、全ての者が距離の確保に努める。また十分な換気を、定期的または継続的に行う。

#### ⑤ 臨時措置について

感染拡大の防止、安全の確保が困難と判断した場合等には、閉所など臨時措置を取ることとする。

#### ⑥ 学生の利用・入室制限

学生の利用や入室についての制限は、感染状況や大学方針に基づき制限緩和または強化とする。

入退室の際には名簿管理を行う（2.-③に該当）。

### 2. 利用者・入室者情報の管理

以下は「新型コロナウイルス感染症対策」の目的以外には使用しない。

※但し利用者名簿は「行事参加者傷害保険」、「登録者管理」として、従来通りの使用目的も兼ねる。

#### ① 利用者名簿による管理

来所時受付にて名簿の記載を行う（利用者氏名、入退室時間、健康チェック、緊急連絡先）。

本センター、大学にて名簿を保管し管理とする。

② 利用同意確認による管理

ガイドラインに基づく利用同意確認をスタッフが対面で行い、利用者名簿のチェック項目として記録する。

③ 入退室における名簿管理（利用者以外）

入退室について履歴管理ができるよう、名簿記載を行う。名簿はセンターにて保管とする。

### 3. 施設管理・環境整備

① 清掃・消毒の実施

閉所後に、ドアノブ等の高頻度接触箇所や玩具、共有する物品などの消毒作業時間とする。  
併せて閉所後には施設内の清掃を行う。

② 共有スペースの制限

感染リスクを最小限に抑えるため、施設内の一部利用制限や使用箇所の縮小とする場合がある。  
（幼児用トイレ・授乳食事コーナー等）

③ 飲食の制限

施設内での飲食は食事を禁止。専用スペースでの水分摂取、授乳のみとする。

④ ゴミ持ち帰りの徹底

感染拡大防止の観点から、いかなる場合においても、ゴミの各自持ち帰りを徹底する。

### 4. キャンパス内における感染対策

① 来所方法・経路の制限

感染リスク低減を目的として、当面の間、利用者の来所方法を徒歩または自転車に限定とする。  
また、来所経路は学内を通らず、キャンパスの外周を通り、利用者入り口からの入室に限定する。

② 学内の利用スペース滞在と飲食の制限

当面の間、学食や売店の利用と学内での飲食は禁止とする（水分摂取を除く）。  
原則として、ふらっと文京または指定された場所以外の学内の立ち入りを禁止とする。

③ 使用トイレについて

原則として、従来、案内しているトイレの利用を徹底する。

・幼児：ふらっと文京施設内 ・男性：W113教室正面 ・女性：ふらっと文京ミュージック側出入り口横

④ 利用後の帰宅について

利用後はすみやかに帰宅できる誘導體制をとる。

## II. 開所後の具体的な対策

開所後に感染症陽性者や濃厚接触者が確認された場合、本センターは学生支援センター長への報告を行い、その対応については大学の方針、指示に従うこととする。要請があった場合には、大学から保健所等へ必要な情報提供の協力を行う。

**本ガイドラインは令和2年10月22日時点の内容であり、今後の動向を踏まえ適宜改訂とする。**

●令和2年 11月11日 一部改訂

●令和4年 4月18日 一部改訂